

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書

報告者 米原 蕃

整理番号	113		使途項目*	01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費	
活動期間	令和5年4月11日	から	活動の概要*		
	令和5年4月11日	まで	(内容)・県庁 農林水産部 部長と R5年度農業振興の課題について意見交換	(備考) 自宅-県庁-自宅	
場所	・県庁				
			金額 (単位:円)	経費の内容*	金額 (単位:円)
				宿泊料	
				食事代	
				会費	
	自家用車	@37円 × 54 km =	1,998		
	リース車	@18円 × km =	0		
	有料道				
	駐車場			合計	1,998
<p>《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p>					

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 5 年 5 月 2 日  
 決裁 令和 5 年 5 月 19 日  
 処理 令和 5 年 5 月 19 日

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書

報告者 米原 蕃

整理番号	114	使途項目*	04_要請陳情等活動費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和5年4月28日 / から 令和5年4月28日 まで	活動の概要*		
場所	ANAクラウンプラザホテル富山	(内容) ・富山県北陸新幹線対策連絡協議会 北陸新幹線建設促進富山県民協議会合同決起大会	(備考) 自宅-ANAクラウンプラザホテル富山-自宅	
経費の内容*		金額 (単位:円)	経費の内容*	金額 (単位:円)
鉄道・バス			宿泊料	
タクシー			食事代	
航空機			会費	
自家用車	@37円 × 54 km =	1,998		
リース車	@18円 × km =	0		
有料道				
駐車場			合計	1,998
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数(Km)をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 5年 5月 8日  
 決裁 令和 5年 5月 19日  
 処理 令和 5年 5月 19日

陽春の候 貴台にはますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

日頃、北陸新幹線の建設促進や関連する諸課題の解決につきましては、格別のご尽力を賜り、厚くお礼申しあげます。

お陰をもちまして、北陸新幹線金沢・敦賀間は、今年度末の開業に向けて、工事等は順調に進捗しております。敦賀・新大阪間につきましては、本協議会においてもかねてから求めていた敦賀以西の令和五年度当初の着工が見送られたことは大変遺憾ではありますが、国の令和五年度当初予算では、従来、着工後に進んでいた調査を先行的・集中的に実施するための費用として、北陸新幹線事業推進調査が十二億円計上されたところであります。

これもひとえに皆様方のお力添えによるものと、心から感謝申しあげます。今後、本協議会としましては、北陸新幹線の日も早い全線開業の実現を強力に訴えるなど、皆様方と力を合わせて建設促進のための運動を粘り強く推進してまいりたいと考えております。

つきましては、左記のとおり、富山県北陸新幹線対策連絡協議会・北陸新幹線建設促進富山県民協議会合同決起大会を開催し、建設促進等への県民の熱意を県内外に強く訴えることといたしたいと存じますので、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

記

富山県北陸新幹線対策連絡協議会  
北陸新幹線建設促進富山県民協議会

合同決起大会

一日 時 令和五年四月二十八日(金) 午後三時三十分から

二場 所 富山市大手町二ー三

ANAクラウンプラザホテル富山 三階 「鳳」

電話 〇七六一四九五一一一七〇

令和五年四月

富山県北陸新幹線対策連絡協議会

会長 富山県知事 新田 八朗

お手数ですが、ご出欠を四月十四日(金)までに同封の葉書によりご回報願います。

新田

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

米原 蕃

整理番号	115	事業概要*	
使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	となみ政経懇話会会費 令和5年4月分 富山新聞政経文化懇話会会費 令和5年4月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	となみ政経懇話会会費	8,000	8,000円 × 1ヶ月
	富山新聞政経文化懇話会会費	5,000	5,000円 × 1ヶ月
	《合計》*	13,000	

5/19

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること)

**ご利用明細票**

けんしん キャッシュサービス

毎度ご利用いただきありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございますのでお確かめ下さい。  
カードによりご預金される際にはこの取引明細票は取引記録として現金自動預入機通帳につづり込み保管してください。

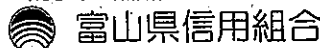
取扱日	取扱店	機番	通過番号
05-05-17	0001	7	0152
組合番号	店番号	口座番号	
お取引内容	お取引金額		
お振込み	¥24,000		
お振込み	お取引後残高		
お振込み	お振込み		

時刻 10:52

おつり ¥6,000

振込依頼内容  
トヤマケンシンクミ  
トナミ  
普通 0386698  
受取人 トナミセイケイコンワカイ 様  
依頼人 ヨネハラ シゲル 様  
TEL 0763-33-4511

おねがい お近いうちにもよりの当組合本支店に通帳をお持ちください。ご利用明細をご記録させていただきます。



收受 令和 5 年 5 月 17 日  
決裁 令和 5 年 5 月 19 日  
処理 令和 5 年 5 月 19 日

富山県議会  
議員

米原 蕃 様

# 請 求 書

となみ政経懇話会



事務局長 有沢 和雄  
砺波市太郎丸2丁目129  
北日本新聞社砺波支社内  
電話(0763)32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込でお願い致します。

敬具

摘 要	金 額
会 費 (自 令和 5年4月 至 令和 5年6月) 8,000円×3ヵ月	24,000円
合 計	24,000円

振込先	富山県信用組合	北陸銀行	富山第一銀行	砺波信用金庫
支店名	砺波支店	砺波支店	砺波支店	砺波支店
口座種別	普通	普通	普通	普通
口座番号	0386698	5135000	213526	0000290
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

令和5年 5月 末日 までお振込をお願いいたします。  
なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいただいた節は、失礼をお詫び致します。

R5年4月分 8,000円

R5年5月・6月分 16,000円

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 米原 蕃

整理番号	1560	事業概要	
使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 06_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	となみ政経懇話会 会費 令和5年1月から令和5年3月までの3ヶ月分 富山新聞政経文化懇話会 年会費   令和5年1月~3月分   3ヶ月分		

経費の内容	金額(円)	備考
となみ政経懇話会 会費	24,000	3ヶ月 × 8,000円
富山新聞政経文化懇話会	15,000	60,000円 ÷ 12 × 3
	39,000	

〔領収書貼付枠〕 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に)

【カード キヤッシュサービス ご利用明細】

ご利用ありがとうございます。お取引の内容は下記のとおりです。お確かめのうえお持ち帰りください。

**ご利用明細票**

びんが キヤッシュサービス  
毎度ご利用いただきありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございますのでお確かめ下さい。  
カードによりご預金される際にはこの取引明細票は取引記録として現金自動預入機通帳につづり込み保管してください。

取扱日	取扱店	機番	通過番号
05-02-16	0001	7	0375
組合番号	店番号	口座番号	
お振込み		お取引金額	
24,000		¥24,000	
お取引後残高			

時刻 12:26

振込依頼内容  
トヤマケンシンクミ  
トナミ  
普通 0386698  
受取人 トナミセイケイコンソウカイ 様  
依頼人 ヨネハラ シゲル 様  
TEL 0763-33-4511

お取引内容	お取引日	お取扱店
お振込み	05-02-16	053
銀行番号	支店番号	科目・口座番号
*****	*****	*****
端末	万円	千円
73	6	1
お取扱番号	お取引金額(またはお支払可能額)	
90007	¥330	¥60,000
お取扱時刻	*****	
12:17	おつり ¥670	
銀行名 富山第一銀行		
支店名 高岡支店		
科目・口座 普通 160599		
お受取人 トヤマケンシンクミ 様		
ご依頼人 ヨネハラ シゲル 様		
電話番号 0763-33-2311		
印紙税申告納付につき富山税務署承認済	振込手数料	330円
	うち消費税	30円
	富山第一銀行	

おながい お近いうちにもよりの当組合支店に憑紙をお持ちください。ご利用明細をご届納させていただきます。

富山県信用組合

收受 令和 5年 3月 30日  
 決裁 令和 5年 4月 11日  
 処理 令和 5年 4月 11日

富山県議会  
議員

米原 蕃 様

# 請 求 書

となみ政経懇話会



事務局長 有沢 和雄  
砺波市太郎丸2丁目129  
北日本新聞社砺波支社内  
電話(0763)32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込でお願い致します。

敬具

摘 要	金 額
会 費 (自 令和 5年1月 至 令和 5年3月) 8,000円×3ヵ月	24,000円
合 計	24,000円

振込先	富山県信用組合	北陸銀行	富山第一銀行	砺波信用金庫
支店名	砺波支店	砺波支店	砺波支店	砺波支店
口座種別	普通	普通	普通	普通
口座番号	0386698	5135000	213526	0000290
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

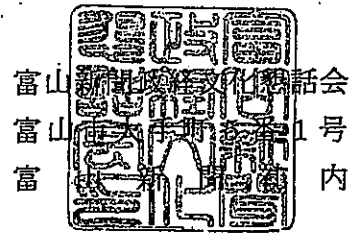
令和5年 2月 末日までお振込をお願いいたします。  
なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいただいた節は、失礼をお詫び致します。

令和5年1月19日

# 請求書

米原蕃後援会事務所 長井様  
富山県議会議員 米原 蕃 様



金 60,000 円

日頃より、富山新聞政経文化懇話会に対し格別のご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。  
さて、令和5年会費を上記の通りご請求申し上げます。つきましては、令和5年2月28日(火)までに下記口座に納入いただきますようお願い申し上げます。

口座名義 富山新聞政経文化懇話会

取扱金融機関	普通預金	口座番号
北陸銀行高岡支店	普通預金	4 5 6 4 8 1 0
北國銀行高岡支店	普通預金	1 1 0 8 1 2
富山第一銀行高岡支店	普通預金	1 6 0 5 9 9
高岡信用金庫広小路支店	普通預金	0 7 3 3 5 7 7
富山県信用組合高岡支店	普通預金	2 0 1 8 9 6 9

※尚、本請求書と行き違いでお支払いの節は、失礼をご容赦下さいますようお願い致します。

(連絡先) 富山新聞政経文化懇話会事務局 電話 076-491-8118

令和4年度 R5年1月～3月分  $60,000 \times \frac{3}{12} = 15,000$ 円

令和5年度 4月分  $60,000 \times \frac{1}{12} = 5,000$ 円

5月～12月分  $60,000 \times \frac{8}{12} = 40,000$ 円



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 米原 蕃

整理番号	116	事業概要	新聞購読料 (令和5年4月分)
使金項目	07_資料購入費	01_調査研究費 02_研修費 03_広報広報費 04_要請陳情等活動費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人	
内容			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	北日本新聞 4月分	3,380	
	富山新聞 4月分	3,380	
	読売新聞 4月分	3,400	
	赤旗日曜版 4月分	930	
	聖教新聞 4月分	1,934	
(合計)	13,024		

1/12  
4/20  
4/5

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること)

2023年4月分 領収証 発証No. 00001431-202304-1(J)

米原 蕃 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞※	1	3,380*

合計金額 ¥3,380\* (税込)  
(8%対象 3,380円)

※は軽減税率対象

※印は軽減税率8%対象です

毎度ご購入有難うございます  
上記金額正に領収致しました

令和5年4月29日 領収

北日本新聞 富山県砺波市三島町5-3 0763-32-1223

担当者

領収証  
米原 蕃 様

令和5年4月分  
(650) 29.00集金  
お問合せNo.   
(8%対象 3,380 税 250)  
(10%対象 0 税 0)

收受 令和5年5月8日  
決裁 令和5年5月19日  
処理 令和5年5月19日

銘柄 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*富山新聞 登録番号	1	3,380	

合計金額  
3,380 円

上記金額は  
税込み金額です

令和 年 月 日

お支払いは口座振替が便利です。  
クレジットカード払いも承ります。

富山新聞 となみ野販売所

所長 庄田利恵子  
〒939-1341 富山県砺波市高波671-2  
TEL 0763(33)7272  
FAX 0763(55)6130

領収印



お名前 米原 蕃 様  
砺波市中村46-1

5年 4月分

読 者 名	部 数	金 額
1 読売新聞	1	3,400
2		
3		
合 計		3,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 5年 4月 26日

読売センター砺波 TEL0763-32-2557  
砺波市豊町2-7-3-105



※封筒もあわせて内容を十分お読みください。

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

領 収 書

米原 蕃 様

新聞・雑誌名 部数 金額  
「しんぶん赤旗」日曜版 1 930

930円

2023年 4月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

高岡市内免2丁目7番13号

日本共産党  
呉西地区委員会  
TEL 0766-23-3281

領収日 4/25 扱書

新聞購読料 口座振替領収証

米原 蕃 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を口座振替により領収いたしました。  
2023年4月分 振替日 4月27日

領収金額 ¥1,934

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。(10%対象 0)  
(8%対象 1,934)

販売店 山内 信人  
住 所 高岡市五福町7-16  
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No



政務活動費対象事業実績報告書

報告者

米原 蕃

整理番号	117	事業概要	事務所 家賃 (令和5年4月分)		
使途項目	08_事務所費	・01_調査研究費 ・02_研修費 ・03_広聴広報費 ・04_要請陳情等活動費 ・06_会議費 ・06_資料作成費 ・07_資料購入費 ・08_事務所費 ・09_事務費 ・10_人件費			
内容					
上記の項目に該当する経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	家賃 4月分	22,000	44,000円 × 0.5		
	電気料 4月分	6,725	13,450円 × 0.5		
《合計》		/ 28,725 /			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

4/28

收受 令和5年5月2日  
 決裁 令和5年5月19日  
 処理 令和5年5月19日

領 収 証

令和 5 年 4 月 28 日

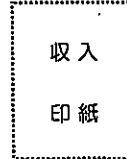
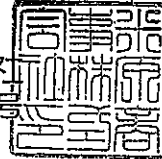
米原蕃後援会 殿

領収金額 ￥44,000- 円

但し、賃料として 令和5年4月分

上記金額、確かに領収いたしました。

米原商事株式会社  
富山県砺波市栄町6番27号  
TEL(0763)33-2311



領 収 証

令和 5 年 4 月 28 日

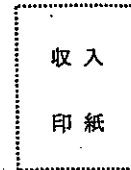
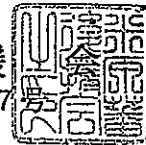
米 原 蕃 殿

領収金額 ￥22,000- 円

但し、賃料として 令和5年4月分

上記金額、確かに領収いたしました。

米 原 蕃 後 援  
富山県砺波市栄町6番27号  
TEL(0763)33-4511



領 収 証

令和 5 年 4 月 28 日

米原蕃後援会 殿

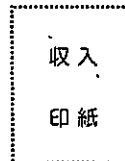
領収  
金額

¥ 13,450 - 円

但し、電気代として 令和5年4月分

上記金額、確かに領収いたしました。

米原商事株式会社  
富山県砺波市栄町6番27号  
TEL(0763)33-2311



領 収 証

令和 5 年 4 月 28 日

米 原 蕃 殿

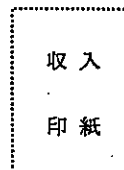
領収  
金額

¥ 6,725 - / 円 /

但し、電気代として 令和5年4月分

上記金額、確かに領収いたしました。

米 原 蕃 後 援  
富山県砺波市栄町6番27号  
TEL(0763)33-4511





## 事務所賃貸借契約書

賃貸人 米原商事株式会社（以下「甲」という）と賃借人 米原蕃後援会（以下「乙」という）とは、後記目録記載の建物の一部（以下「本件事務所」という）につき、下記のとおり賃貸借契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 甲は、本件事務所を乙に賃貸し、乙はこれを賃借し、これに対して賃料を支払うことを約す。

### （使用目的）

第2条 乙は、本件事務所を米原蕃後援会事務所として使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

### （賃貸借期間）

第3条 本件事務所の賃貸借期間は、平成24年7月1日から平成25年6月30日までの1年間とする。

但し、賃貸借期間満了に際し、甲及び乙において解約の意思表示をしないときは、更に1年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例による。

### （賃貸料）

第4条 賃貸料は月額金40,000円也（別途消費税額2,000円也）とし、乙は甲に対し、毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振込により支払うものとする。

但し、振込みにかかる費用は、乙の負担とする。

《振込先》 [REDACTED] 米原商事株式会社

- 1か月未満の賃料は、1か月を30日とする日割計算によって算定した額とする。
- 3 第1項の賃料は、経済情勢の変動、近隣地の変動、公租公課を勘案して甲・乙協議の上、改定することができる。

### （敷金）

第5条 乙は、本契約を担保するため、本契約成立と同時に敷金として、金——円也を交付し、甲はこれを受領した。

### （工事等）

第6条 第2条に約定する乙の店舗のための工事(内装工事)及びその保存は、乙が自らの費用において行う。

(賃借人の善管義務等)

第7条 乙は、本件事務所を善良なる管理者の注意をもって使用管理を行うとともに、本件事務所の管理上、甲が必要と認めて指示した事項を遵守しなければならない。

2 乙は、本件事務所を使用するについては、近隣との協調を保ち、迷惑をかけないようにしなければならない。

(譲渡・転貸の禁止)

第8条 乙は、この契約に基づく賃借権を譲渡または転貸してはならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、乙に催告の上、本契約を解除することができる。

- (1) 第2条に定める本件事務所の用法を甲の承諾なく変更したとき。
- (2) 賃料の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
- (3) 本契約書第8条に違反したとき。
- (4) その他本契約の条項に違反したとき。

(予告解約)

第10条 乙は、賃貸借期間中に本契約を解約しようとするときは、1ヶ月以前にその旨を相手方に対して予告する。

(明け渡し)

第11条 本契約の期間満了(更新後の期間満了を含む)、解約、解除等により契約が終了したときは、本件事務所を原状に復して乙は甲に明け渡すこととし、乙が本件事務所に付属せしめた物に残存価値があるときも、乙は甲に対してその代償を請求しない。

(免責事項)

第12条 天災地変、火災、盗難その他当事者の責に帰することができない事由によって被った甲または乙の損害に対しては、各相手方はその責を負わない。

(除雪)

第13条 本件事務所にかかる積雪時の除雪については、すべて乙の責任と負担においてこれを行う。

(公租公課)

第14条 賃貸借期間中における本件事務所にかかる公租公課は、甲の負担とする。

(契約条項の変更)

第15条 本契約条項の変更は、甲及び乙の記名捺印ある書面によってのみなされる。



(管轄裁判所)

第16条 本契約に関する紛争については、甲の本店所在地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議事項)

第17条 本契約に定めがない事項、又はこの契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲及び乙が、民法その他関係法令及び不動産取引の慣例に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

<物件目録>

所在地 砺波市栄町6番27号  
物件名称 米原商事株式会社 事務所

<賃貸借部分(目的物件)>

上記事務所内 約 34.78㎡

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成24年 7月 1日

甲(貸貸人) 住所 富山県砺波市栄町6番27号  
米原商事株式会社  
氏名 代表取締役 内記正弘

乙(貸借人) 住所 富山県砺波市栄町6番27号  
米原 蕃後援会  
氏名 会長

# 協 定 書

本協定書は、米原蕃後援会（以下「甲」という）と自由民主党 富山県議会議員 米原 蕃（以下「乙」という）が、下記に掲げる甲の事務所に係る経費の負担割合を取り決めるものである。

## 記

1. 事務所費 ・ 事務所賃借料 ・ 電気料 ・ 上下水道料
2. 事務費 ・ 複合機使用料

上記に掲げる毎月の経費のうち、乙が負担する割合を50%とする。

令和3年4月1日

(甲) 米原蕃後援会 会長



(乙) 自由民主党

富山県議会議員

米 原 蕃



# 覚 書

貸主 米原商事株式会社株式会社(以下、「甲」という)と借主 米原蕃後援会事務所(以下、「乙」という)との間で、平成24年7月1日付締結の賃貸借契約書について、下記のとおり覚書を取りかわす。

第1条 原契約書第4条1項を以下の通り変更する。

## 【変更前】

### 第4条 (賃料)

賃貸料は 月額金40,000円也(別途消費税額2,000円也)とし、乙は甲に対し、毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振込により支払うものとする。

但し、振込みにかかる費用は、乙の負担とする。

《振込先》 [REDACTED] 米原商事株式会社

## 【変更後】

### 第4条 (賃料)

賃貸料は 月額金40,000円也(別途消費税額)とし、乙は甲に対し、毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振込により支払うものとする。

但し、振込みにかかる費用は、乙の負担とする。

《振込先》 [REDACTED] 米原商事株式会社

第2条 税法の改正により、消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税額は変動後の税率により計算することとする。

平成26年4月1日

(甲:貸主)

富山県砺波市栄町6番27号  
米原商事株式会社  
代表取締役 内記正弘

(乙:借主)

富山県砺波市栄町6番27号  
米原蕃後援会  
会長 [REDACTED]

# 覚 書

本覚書は、米原商事株式会社（以下「甲」という）と米原蕃後援会（以下「乙」という）が、共同で使用する下記項目についての負担割合を取り決めるものである。

## 記

### 1. 電気料金、上下水道料金、複合機使用料金について

甲が、契約または所有し使用する上記の項目について、乙の負担割合を5%とし、毎月負担額を計算し、乙が甲に支払うものとする。

令和3年4月1日

(甲) 米原商事株式会社

代表取締役 内記 正張

(乙) 米原蕃後援会

会長

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 米原 蕃

整理番号	110	事業概要	携帯電話料 コピー代 (令和5年4月分)					
使途項目	09_事務費							
内容								
追加で記載した経費	経費の内容	金額(円)	備 考					
	携帯電話代 3月利用 4月請求分	3,246	6,493円 × 0.5					
	コピー代 4月請求分	546	1,092円 × 0.5					
	(合 計)	3,792						
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)								

4/29

收受 令和 5年 5月 2日  
 決裁 令和 5年 5月 19日  
 処理 令和 5年 5月 19日

領 収 証

令和 5 年 4 月 28 日

米原 蕃 殿

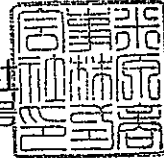
領収  
金額

¥ 3,246 - / 円

2023年4月ご請求分  
但し、携帯電話代 (3月ご利用分(3/1~3/31))

上記金額、確かに領収いたしました。

米原商事株式会社  
富山県砺波市米町6番27号  
TEL(0763)33-2311



収入  
印紙

担当者印



お客様電話番号 PHONE NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分	ご契約台数 NUMBER OF REGISTERED PHONES	台
-------------------------	------------------------	--------------	--------------------------------------	---

ご請求内訳

( 37 / 56 ページ )

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇消費税等相当額 (計)		消費税等相当額 (合計)	
◇合計		合計	
		お知らせ ○継続利用期間は、3月末で となりました。 ○ポイントのお知らせ 3月ご利用分に対する獲得ポイントは、 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 現在のステージは、 (ポイント対象金額200円につき10pt)	
		3月ご利用分 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計)			
◇通話料・通信料 (計)			
◇ソケット定額料等 (計)			
◇その他ご利用料金等 (計)			
◇消費税等相当額 (計)			
◇合計			
50% 3,246		＜お知らせ＞ ○継続利用期間は、3月末で となりました。 ○ポイントのお知らせ 3月ご利用分に対する獲得ポイントは、 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 現在のステージは、 (ポイント対象金額200円につき10pt)	
		3月ご利用分 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計)			
		はじめてスマホプラン (X1)	合算
		(内訳) はじめてスマホプラン (X1)	
		(内訳) ビジネスメンバーズ割	
		(内訳) 5G 5G+ 下利用料	

領 収 証

令和 5 年 4 月 28 日

米原蕃後援会 殿

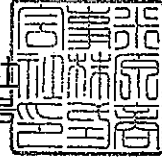
領収  
金額

¥ 1,092 - / 円

但し、コピー代として 令和5年4月分

上記金額、確かに領収いたしました。

米原商事株式会社  
富山県砺波市栄町6番27号  
TEL(0763)33-2311



収入  
印紙



領 収 証

令和 5 年 4 月 28 日

米 原 蕃 殿

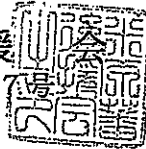
領収  
金額

¥ 546 - / 円

但し、コピー代として 令和5年4月分

上記金額、確かに領収いたしました。

米 原 蕃 後 援  
富山県砺波市栄町6番27号  
TEL(0763)33-4511



収入  
印紙



939-1371  
 砺波市栄町6-27

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。  
 ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は  
 下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

米原商事株式会社  
 総務部

530-0005  
 大阪市北区中之島3丁目2番18号  
 住友中之島ビル 10F

富士フィルムサービスクリエイティブ  
 事務サービス部

ご担当者様

お問合せ番号: [REDACTED]

TEL: 0120-069-840  
 FAX: 0120-497-002

お支払約束手続	お支払約束手続	2023年05月22日
お支払方法	お支払方法	口座振替
金融機関名	金融機関名	[REDACTED]
本・支店名	本・支店名	[REDACTED]
預金種目/口座番号	預金種目/口座番号	[REDACTED] / *****
指定口座名	指定口座名	上記、お支払約束手続日に口座より引落しさせていただきます。

備考: 0201 総務部

**FUJIFILM**

請求書

発行日: 2023年04月28日  
 請求書番号: 830421-0126977

米原商事株式会社

今回ご請求額 21,854円 5% ¥1,092

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。  
 お問合わせ番号: [REDACTED] 電話: 0120-069-840

1	料 金 項 目 / 品 名	期 間 / 送 品 日	枚 数 / 数 量	単 位 価	小 計 (円)	合 計 (円)
1	トータルサービス料金	2023/03/21-2023/04/20				19868
2	黒毛ト	1カット以上	3920	4.50	17640	
3	クリエイション	1カット以上	128	7.00	896	
4	フルカラー	1カット以上	791	1.20	949.2	
5	ご使用合計		5139		13002	
6	【代金/料金合計】					
7	【消費税(10%)】					1986.8
8	【今回ご請求額】					21854
11	※ご利用機種/機械番号: DocuCentre-V C4476 PFS-PC 462536					
12	2023/03/21-2023/04/20					
13	1 (288279) (284319) (0) (40)	設置先: 米原商事株式会社				
14	2 (28062) (27932) (0) (2)	部門名: 総務部				
15	3 (102326) (101223) (0) (12)					

# 覚 書

本覚書は、米原商事株式会社（以下「甲」という）と自由民主党 富山県議会議員 米原 蕃（以下「乙」という）が、携帯電話の使用について負担割合を取り決めるものである。

## 記

### 1. 携帯電話について

甲が契約し、乙が使用する携帯電話の毎月使用料のうち50%を乙が負担するものとする。

令和3年4月1日

(甲) 米原商事株式会社

代表取締役 内記 正 登

(乙) 自由民主党

富山県議会議員 米原 蕃